

石川県あんしん賃貸支援事業実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 石川県あんしん賃貸支援事業（以下「本事業」という。）は、民間賃貸住宅の市場において、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯及び子育て世帯（以下「高齢者世帯等」という。）並びに賃貸人の双方の不安を解消するためのしくみを構築して民間賃貸住宅市場の環境整備を図り、高齢者世帯等の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 あんしん賃貸住宅 対象世帯を受け入れることとしている民間賃貸住宅をいう。
- 二 あんしん賃貸住宅協力店 本事業の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録の促進や当該住宅に係る仲介業務を行う事業者をいう。
- 三 あんしん賃貸支援団体 本事業の趣旨に賛同し、対象世帯に対して居住支援を行う民間の団体をいう。
- 四 高齢者世帯 単身の高齢者又は高齢者がいる世帯をいう。
- 五 障害者世帯 単身の障害者又は障害者がいる世帯をいう。
- 六 外国人世帯 単身の外国人又は外国人がいる世帯をいう。
- 七 子育て世帯 小さい子どもがいる世帯又は一人親世帯をいう。
- 八 団体支部等 (社)全国宅地建物取引業協会連合会、(社)全日本不動産協会、(財)日本賃貸住宅管理協会及び(社)不動産流通経営協会の支部等をいう。

(事業の内容)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に係る登録制度を設け、あんしん賃貸住宅の賃貸人及び入居希望者双方に対して、実施主体（県、市町、あんしん賃貸住宅協力店（以下「協力店」という。）、あんしん賃貸支援団体（以下「支援団体」という。）及び関係法人等）が連携して居住支援を行うとともに、登録情報の提供等を行う。

- 一 あんしん賃貸住宅
- 二 協力店
- 三 支援団体

(事業の対象)

第4条 あんしん賃貸住宅は、高齢者世帯等のうち1以上を受け入れることとして、県に登録されたものとする。

2 あんしん賃貸住宅で受け入れることとする高齢者世帯等は、家賃等を適正に支払い、地域

社会の中で自立した日常生活を営むことができる者(居住支援を受けることによって自立することが可能となる者を含む。)が入居し、又は同居する世帯(以下「対象世帯」という。)とする。

3 あんしん賃貸住宅には、高齢者世帯等以外の者が入居することを妨げない。

(県の役割)

第5条 県は、対象世帯の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体の登録の事務を行うとともに、各種登録情報の管理及び本事業に係る各種情報の提供を行うほか、市町及び団体支部等と連携して本事業の推進を図っていくこととする。

(市町の役割)

第6条 市町は、対象世帯の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、本事業に係る各種情報の提供を行うほか、団体支部等、協力店及び支援団体並びに行政による住宅施策及び福祉施策等の連携を図り、本事業の推進を図っていくこととする。

(関係事業者団体)

第7条 団体支部等は、次の各号に掲げる事項のために必要な活動を行う。

- 一 会員企業等に対する本事業の趣旨の周知及び協力の呼びかけ
- 二 協力店に対する研修等の実施
- 三 会員企業等が行っている対象世帯への支援活動等に係る情報の収集及び提供

第2章 あんしん賃貸住宅の登録

(あんしん賃貸住宅の登録)

第8条 あんしん賃貸住宅の登録を行おうとする賃貸人(賃貸人になろうとする者を含む。以下この章において同じ。)は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、別記様式第1号のあんしん賃貸住宅登録申請書(以下「住宅申請書」という。)を、協力店を経由して県に提出することとする。

2 県は、前項の申請を受けた場合は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅登録簿に登録しなければならない。

- 一 賃貸人の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 賃貸住宅の位置、構造、階数及び建設年月
- 三 賃貸住宅の規模、戸数その他の概要
- 四 賃貸住宅のバリアフリーの状況
- 五 入居開始時期(賃貸住宅の用に供する前の物件に限る。)
- 六 受け入れることとしている高齢者世帯等の類型
- 七 連絡先

八 登録年月日及び登録番号

3 県は、登録した旨を、住宅申請書に記載された協力店に速やかに通知することとする。

(登録の拒否)

第9条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

二 第12条第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者

三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前2号のいずれかに該当するもの

四 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団等

五 法人であって、その役員のうち第1号、第2号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に、速やかに通知することとする。

(変更の登録)

第10条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うこととする。

2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した申請書を、経由した協力店を通じて県に提出することによって行うこととする。

3 第8条第2項及び第3項の規定は、前2項の申請があった場合に準用する。

(あんしん賃貸住宅の賃貸人)

第11条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、自らが受け入れることとして登録した類型の高齢者世帯等が当該住宅に入居を希望し、当該高齢者世帯等が対象世帯であるときは、高齢者世帯等であることを理由に入居を拒み、又は賃料や住宅の使用方法等の賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない。

2 賃貸人は、必要に応じて、直接又は協力店を通じて地方公共団体又は支援団体の意見を聞くことができる。

3 賃貸人は、入居を希望する高齢者世帯等が地方公共団体又は支援団体の意見により対象世帯として適当でないと言われたときは、直接又は協力店を通じて、当該高齢者世帯等に対し、地方公共団体への相談を勧めることができる。

(登録の取消し)

第12条 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が第9条第1項第1号、第3号又は第4号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を取り消すこととする。
 - 一 前条第1項の規定に違反したとき
 - 二 あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき
- 3 県は、あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があったとき（前項第2号に該当する場合を除く。）又は第10条の変更登録の申請がなされなかったときは、賃貸人に訂正の意志がないことを確認したうえで、あんしん賃貸住宅の登録を取り消すことができる。
- 4 第9条第2項の規定は、県が前3項の規定による取消しをした場合に準用する。

（登録の消除）

- 第13条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を消除しなければならない。
- 一 あんしん賃貸住宅の賃貸人から登録消除の申請があったとき
 - 二 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき
- 2 前項第1号の登録消除の申請は、賃貸人が協力店を経由して県に別記様式第4号の登録事項消除申請書（以下「消除申請書」という。）を提出することによって行うこととする。

第3章 あんしん賃貸住宅協力店

（団体支部等）

- 第14条 都道府県単位で構成されている団体支部等は、県の依頼を受け、協力店の登録の申請をとりまとめて県に提出するとともに、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において県と連携し、対象世帯の円滑入居と居住の安定の確保に協力することとする。
- 2 単独又は複数の市町単位で構成されている団体支部等は、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において市町と連携し、対象世帯の円滑入居と居住の安定の確保に協力することとする。
 - 3 前2項に規定する事項を円滑に実施するため、団体支部等及び県又は市町は、必要に応じて、協力店の登録の手続きの詳細について協定を締結することができる。
 - 4 団体支部等及び県又は市町は、協力店の登録の手続きについて本実施要領によらない旨及びその内容を定めた協定を締結することができる。

（協力店の登録）

- 第15条 協力店として本事業に参加しようとする者（第22条の規定により本事業に参加しようとする者を除く。）は、別記様式第2号のあんしん賃貸住宅協力店登録申請書（以下「協力店申請書」という。）を都道府県単位で構成されている団体支部等を経由して、店舗ごとに、県に提出することとする。
- 2 団体支部等は、協力店申請書の内容に虚偽の記載等があると認められ、又は申請者（第22条の規定により申請するものを除く。）が次の各号のいずれかに該当することを確認した場

合を除き、遅滞なく当該協力店申請書を県に提出することとする。

- 一 宅地建物取引業法の免許を取得していないこと
 - 二 宅地建物取引業法に基づく免許取消し処分を受けていること
 - 三 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っていること
- 3 県は、前2項又は第22条第1項の申請を受けた場合は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅協力店登録簿に登録しなければならない。
- 一 協力店の名称及び住所又は所在地
 - 二 協力店の宅地建物取引業免許証番号
 - 三 協力店が所属する団体支部等の名称
 - 四 登録年月日及び登録番号
- 4 県は、登録した旨を、申請者に速やかに通知することとする。
- 5 協力店申請書を經由する団体支部等は、県に対し、当該協力店申請書の内容について補足的な意見を述べることができる。

(登録の拒否)

- 第16条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。
- 一 前条第2項各号のいずれかに該当する者
 - 二 第20条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
 - 三 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団等
 - 四 その他、県又は市町が別に基準を定めたときは、その基準に合致しない者
- 2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、協力店申請書を經由した団体支部等を通じて、申請者に速やかに通知することとする。

(変更の登録)

- 第17条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うこととする。
- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した申請書を、団体支部等を通じて県に提出することによって行うこととする。
- 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前2項の申請があった場合に準用する。

(協力店の役割)

- 第18条 協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して事業の趣旨等への理解を求め、あんしん賃貸住宅の登録促進に努めるとともに、あんしん賃貸住宅の賃貸人に対して対象世帯の円滑な入居に関する助言を行うこと等により、すべての対象世帯の入居の円滑化

に努めることとする。

(協力店の業務)

- 第 19 条 協力店は、対象世帯から媒介の依頼を受けたときは、高齢者世帯等であることを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を著しく不当なものとしてはならない。
- 2 協力店は、対象世帯となりうる高齢者世帯等から媒介の依頼を受けたときは、必要に応じて地方公共団体若しくは支援団体の意見を聞き、又は支援団体の同伴を高齢者世帯等に求めることができる。
 - 3 協力店は、対象世帯が賃貸住宅への入居を求めるときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、あんしん賃貸住宅への入居の斡旋等を行い、必要に応じて支援団体と連携して、対象世帯が当該賃貸住宅に円滑に入居できるよう努めることとする。
 - 4 協力店は、入居を希望する高齢者世帯等が地方公共団体又は支援団体の意見により対象世帯として適当でないと言われたときは、当該高齢者世帯等に対し、地方公共団体への相談を勧めることとする。
 - 5 協力店は、対象世帯があんしん賃貸住宅以外の賃貸住宅に入居することが可能となったとき又はすでに高齢者世帯等が居住している民間賃貸住宅の賃貸人若しくは当該高齢者世帯等から本事業の支援を受けたい旨の申し出を受けたときは、当該民間賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう賃貸人に勧めることとする。

(登録の取消し)

- 第 20 条 県は、協力店が第 16 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。
- 2 県は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を取り消すこととする。
 - 一 前条第 1 項の規定に違反したとき
 - 二 協力店の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき
 - 3 県は、協力店の登録の内容に虚偽の事実があったとき(前項第 2 号に該当する場合を除く。)又は第 17 条の変更登録の申請がなされなかったときは、協力店に訂正の意志がないことを確認したうえで、協力店の登録を取り消すことができる。
 - 4 第 16 条第 2 項の規定は、県が前 3 項の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

- 第 21 条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を消除しなければならない。
- 一 協力店から登録消除の申請があったとき
 - 二 前条第 1 項から第 3 項までの規定により登録が取り消されたとき
- 2 前項第 1 号の登録消除の申請は、協力店が、団体支部等を経由して県に消除申請書を提出することによって行うこととする。

(団体支部等に加入していない者の協力店の登録)

第 22 条 団体支部等に加入していない事業者による協力店の登録の申請は、あらかじめ、事業者（一の事業者の複数の店舗が登録の申請を行おうとする場合には、それらの店舗を代表できる本社若しくは支社。以下「代表店舗」という。）が本事業に賛同し協力する旨の誓約を県に対して行い、又は協定を県と締結したうえで、事業者が県に協力店申請書を、店舗ごとに提出することによって行うこととする。

2 前項の規定により登録された協力店が変更登録又は登録の削除の申請を行う場合には、直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）県に申請し、また登録、変更登録及び登録の取消しの通知は、県が協力店に直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）行うこととする。

第 4 章 居住支援

(支援団体)

第 23 条 支援団体として本事業に参加しようとする者は、あらかじめ県又は市町と支援内容等について協議しなければならない。

2 支援団体は、行政が行っている諸施策への参加実績及び本事業の趣旨との整合等を勘案したうえで、適格であるものとする。

(支援団体の登録)

第 24 条 支援団体として本事業に参加しようとする者は、別記様式第 3 号のあんしん賃貸支援団体登録申請書（以下「支援団体申請書」という。）を県に提出することとする。

2 県は、前項の申請を受けた場合は、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸支援団体登録簿に登録しなければならない。

- 一 支援団体の名称及び団体種別並びに所在地
- 二 支援の対象者
- 三 支援の内容
- 四 登録年月日及び登録番号

3 県は、支援団体申請書の内容について、市町の意見を聞くことができる。

4 県は、登録した旨を申請者に速やかに通知することとする。

(登録の拒否)

第 25 条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 二 第 29 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者
- 三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前 2 号のいずれ

かに該当するもの

四 石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等

五 法人であって、その役員のうち第 1 号、第 2 号又は前号のいずれかに該当する者があ
るもの

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者に速やかに通知する
こととする。

（変更の登録）

第 26 条 支援団体は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行
うこととする。

2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した申請書を県に提
出することによって行うこととする。

3 第 24 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前 2 項の申請があった場合に準用する。

（支援団体の役割）

第 27 条 支援団体は、対象世帯及び賃貸人に対する居住支援の活動を通じて、対象世帯の入
居の円滑化及び居住の安定の確保を支援することとする。

（支援団体の業務）

第 28 条 支援団体は、対象世帯及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対し、第 23 条 1 項の規定に
よる協議に基づいて支援を実施することとする。

2 支援団体は、対象世帯の需要に適合する民間賃貸住宅があんしん賃貸住宅として登録され
ていないときは、協力店と連携して当該賃貸住宅の賃貸人への説明等を行い当該対象世帯の
入居の円滑化に協力することとし、当該賃貸住宅への入居が可能となったときは、当該賃貸
住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう、協力店とともに当該賃貸人に勧めることとす
る。

3 支援団体は、入居を希望する高齢者世帯等が対象世帯として適当であると直ちに判断でき
ないときは、必要に応じて専門家の意見を聞き、又は専門家の同伴を高齢者世帯等に求める
ことができる。そのうえで、対象世帯として適当でないとき、当該高齢者世帯等
に対し、地方公共団体への相談を勧めることとする。

（登録の取消し）

第 29 条 県は、支援団体が第 25 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当するに至ったとき
は、その登録を取り消さなければならない。

2 県は、支援団体の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるときは、
その登録を取り消すこととする。

3 県は、支援団体の登録の内容に虚偽の事実があったとき（前項の規定に該当する場合を除
く。）又は第 26 条の変更登録の申請がなされなかったときは、支援団体に訂正の意志がない

ことを確認したうえで、支援団体の登録を取り消すことができる。

4 第25条第2項の規定は、県が前3項の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

第30条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援団体の登録を消除しなければならない。

一 支援団体から登録消除の申請があったとき

二 前条第1項から第3項までの規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録消除の申請は、支援団体が県に消除申請書を提出することによって行うこととする。

(行政による支援サービス)

第31条 市町は、国及び地方公共団体（市町自らを含む）の住宅施策及び福祉施策等で、本事業と組み合わせること等により施策効果をもたらすと思われるものを掌握し、対象世帯の入居の円滑化及び居住の安定の確保のために活用することとする。

2 県又は市町は、その福祉施策の実施のため居住サポート事業者等の団体に委託等を行った居住支援活動を、対象世帯の入居の円滑化及び居住の安定の確保のために活用することとする。

第5章 雑則

(秘密保持義務及び個人情報の保護)

第32条 本事業の全ての実施主体（その者が法人である場合にあってはその役員）及びその職員並びにこれらの者であった者は、本事業の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 本事業の全ての実施主体は、本事業を実施するうえで、対象世帯の個人情報を用いる場合は当該対象世帯の同意を、対象世帯の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

第6章 附則

(施行期日)

附則第1条 この実施要領は、平成23年3月1日から施行する。

(施行期日)

附則第1条 この実施要領は、平成24年6月15日から施行する。